

三重県緊急地震対策行動計画



生きるために
備えよ！！

生きるために
逃げろ！！



平成23年10月

三 重 県

はじめに

三重県は今、今世紀前半の発生が確実視されている東海・東南海・南海地震や、内陸活断層による地震など、突如襲来する大地震の脅威にさらされています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超えた巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。

地震に対する備えを怠らず、これらの悲劇を繰り返さないことが、私たちの責務であると考えます。

国において、現在、地震・津波対策の見直しが行われていますが、待たなしの状況の中、三重県はその完成をただ待っているわけにはいかない、との強い危機感から、今回、全国に先駆けて「三重県緊急地震対策行動計画」をとりまとめました。

本計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害は必ず起こるものとの前提で、地震・津波から県民の皆様を皆様とともに守り、被害を最小限にするため、すぐさま対処すべき課題への対策を記したものです。単なる行政の進行管理としての計画ではなく、県民の皆様と共有し、ともに行動していくための計画です。したがって、計画を策定して終了ではありません。この計画がスタートとなるのです。

自らの命を自ら守る、これを第一としてください。皆様ご自身の命があればこそ、皆様にとって大切な人や逃げるために支援を必要としている人の命を救うことができるのです。

生きるために備えてください。いざ発災した時に、どこにどうやって逃げるのか、家族と確認してください。地域や会社の仲間と確認してください。逃げるために助けを必要とする方々と確認してください。

生きるために逃げてください。想定や過去の経験を過信することなく、最後まで妥協せず、より早く、より高くに避難してください。

県民の皆様のお一人お一人の力、「県民力」を結集し、安心安全な三重県を確立していくため、今後ともご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成23年10月

三重県知事 鈴木 英敬

第1編 序論 ～三重県緊急地震対策行動計画の策定に向けて～

第1	三重県緊急地震対策行動計画策定の背景	2
1.	三重県のこれまでの地震対策	2
	(1) 大規模地震の切迫性	2
	(2) 被害想定調査結果（平成17年）	2
	(3) これまでの対策	2
2.	東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生	3
	(1) 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生	3
	(2) 阪神・淡路大震災と東日本大震災との比較	4
3.	国の地震対策の取組方向	6
4.	三重県の地震対策の取組方向	7
第2	東日本大震災から見えてくる様々な課題	8
1.	課題の認識	8
	(1) 地震発生時に多くの人命等に関する課題	8
	(2) 地震発生後の課題	9
	(3) その他の課題	9
第3	三重県緊急地震対策行動計画策定のための準備	10
1.	津波浸水予測調査の実施	10
	(1) 東日本大震災を受けての対応	10
	(2) 津波浸水予測調査の基本的な考え方	10
	(3) 津波浸水予測調査の前提条件に関する考え方	10
	(4) 今回の津波浸水予測調査における前提条件	11
	(5) 津波浸水予測調査結果の概要（前回浸水予測との比較）	11
2.	被害想定調査結果の取扱	12
3.	避難所総点検の実施	12
4.	市町との意見交換	13

第2編 本論 ～三重県緊急地震対策行動計画の策定～

第1	三重県緊急地震対策行動計画（総論）	16
1.	目的	16
2.	位置づけ	16
3.	基本方針	16
4.	取組主体	16
	(1) 県民	16

(2) 事業者	17
(3) 行政	17
5. 進行管理	17
(1) 計画期間	17
(2) 進行管理	17
第2 三重県緊急地震対策行動計画（各論）	18
1. 三重県緊急地震対策行動計画のスキーム	18
2. 行動計画の記載例	19
3. 行動計画	20
行動1. 避難計画・避難訓練	20
行動2. 避難場所（施設・設備）	21
行動3. 避難方法	22
行動4. 避難基準	24
行動5. 情報提供体制	25
行動6. 住宅の耐震化等	27
行動7. 重要施設の耐震化	28
行動8. 防災教育と人材の育成	29
行動9. 避難場所（運営）	31
行動10. 避難者支援	32
行動11. 災害医療業務	33
行動12. 応急体制の充実・災害対策本部の機能強化	34
行動13. 広域応援体制	35

表紙について

右上「松阪市朝見まちづくり協議会避難訓練」、左上「志摩市国府公民館における図上訓練」、右下「四日市市河原田地区避難訓練」、左下「自主防災組織リーダー研修における図上訓練」、での様子です。

裏表紙 防災情報入手方法の一例について

「三重県緊急地震対策行動計画」を、県民のパートナーグループと意見交換するなかで、防災情報の入手先がすぐ見られる場所に記載があれば有益との意見により、入手先の例として記載しています。

第1編 序論

三重県緊急地震対策行動計画の策定に向けて



第1編 序論 ～三重県緊急地震対策行動計画の策定に向けて～

第1 三重県緊急地震対策行動計画策定の背景

1. 三重県のこれまでの地震対策

(1) 大規模地震の切迫性

三重県に重大な影響を及ぼすおそれのある地震として東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による地震が想定されています。

三重県では、東海地震の想定震源域の見直しによって、平成14年4月に「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災対策強化地域に18市町村（平成23年9月現在10市町※1）が指定されました。また、平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、同年12月に県内全域が地震防災対策推進地域に指定されました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（平成23年1月1日時点）によれば、大規模地震の今後30年以内の発生確率は、東南海地震で70%程度、南海地震で60%程度、東海地震は、いつ発生してもおかしくないとされ（参考値で87%）、3地震とも今世紀前半の発生が懸念されています。

※1 10市町：桑名市、木曾岬町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市

(2) 被害想定調査結果（平成17年）

東海・東南海・南海地震については、過去の発生例やこれまでの研究成果から、3つの地震が連動して発生する可能性が指摘されています。三重県が平成17年3月に取りまとめた被害想定調査結果では、これらの地震がマグニチュード8.7の規模で同時発生した場合、三重県内において、最大で死者が約4,800人、家屋全壊が約66,100棟という甚大な被害が生じることが想定されています。

なお、今後、国の方針を踏まえて被害想定を見直していきます。

(3) これまでの対策

こうした状況を踏まえて、三重県では地域防災計画のもとに、具体的な取組をまとめた地震対策アクションプログラムを策定し、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアなどの皆さんと、県、市町、防災関係機関などの多様な主体が連携して、総合的な地震対策を進めてきました。

しかしながら、東日本大震災の発生は、これまでの地震・津波対策のあり方が問われるなど、大きな課題を残すことになりました。とりわけ、東海・東南海・南海



地震の発生が今世紀前半にほぼ確実視されている三重県の、津波対策については早急に見直しが必要で、東日本大震災から見えてくる様々な課題を整理し、新たな取組の実施が求められる状況となっています。

2. 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生

（1）東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、大きな揺れとその後に続いた大津波により、平成23年9月26日時点で死者15,989人、行方不明者3,917人、あわせて2万人近い人が犠牲になるなど、極めて多くの人命が失われ、膨大な被害の発生をもたらしました。

東日本大震災の特徴としては、人的被害の多くが津波によるものです。津波が、宮城県の仙台平野では、海岸線より5km近くまで浸水し、また、リアス式海岸部では、高さにして15～20mの津波が押し寄せ、最高では、37.3mまで遡上した、と記録が残されています。

この津波は地震発生後、30分の間に沿岸部に到達しましたが、多くの方が避難を完了することができませんでした。その要因として、過去に幾度かの津波を防いだ防波堤等を過信したり、発生後第1報の津波警報において津波高さが低い数値で伝えられたため、津波ハザードマップの危険エリアの外にいた人が安心感をもってしまい、迅速かつ的確な避難に至らなかったことがあげられます。

また、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会」では、初回避難で避難を終えた人のうち、避難先が浸水区域内だった人は3割弱で、その避難先は指定避難所が半分以上を占める、との報告がなされており、津波の襲来によって避難先を次から次へと変えていかなければならない事態も生じました。

一方、岩手県釜石市では、中学生が小学生の避難を助け、また、中学生等の避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例もありました。

東日本大震災と同等の、東海・東南海・南海地震の発生により甚大な被害を受けることが想定される三重県としては、これらの事実を真摯に受け止め、教訓に学ばなければなりません。



（宮城県亘理郡山元町周辺 三重県撮影）



(2) 阪神・淡路大震災と東日本大震災との比較

1995年（平成7年）1月に発生した、阪神・淡路大震災は大都市圏で起きた典型的な都市直下型内陸地震でした。ビル・家屋の損壊・焼失等による被害が多数であり、その他高速道路の倒壊、鉄道や道路の橋梁落下、ライフラインの途絶など、都市型複合災害の様相を呈していました。

一方、東日本大震災の特徴は津波による被害が大半を占めているという違いをあげることができます。

前述の三重県の被害想定結果では、津波と強震動により県内全域にわたって甚大な被害が想定されており、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合には、阪神・淡路大震災と東日本大震災を合わせた被害が生ずる可能性があります。

このことから、三重県では津波及び強い揺れ双方への対策を実施していく必要があります。



（写真：神戸市発行資料より）



阪神・淡路大震災と東日本大震災との被害等の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日	1995年1月17日 午前5時46分	2011年3月11日 午後2時46分
震源(震央)	淡路島北部沖明石海峡	三陸沖
マグニチュード	7.3	9.0
最大震度	淡路島で震度7	宮城県栗原市で震度7
地震の種類	直下型	海溝型地震逆断層型
被害	建物倒壊による被害 (窒息・圧死等83.3%) (震度7相当の面積約20km ² 神戸市・芦屋市・西宮市・淡路市等の一部) 経済被害約10兆円 現地に仮設住宅を建設 →現地で復興	津波による被害 (水死92.4%) (浸水面積535km ²) 現地に仮設住宅の建設が困難 →集団移転検討の必要性
死者	6,434人 (兵庫県6,402人、大阪府31人、京都府1人の2府1県)	15,989人※1 (宮城県、岩手県、福島県等、1都1道11県)
行方不明者	3人	3,917人※1
負傷者	43,792人	6,115人※1
避難者(最大)	約320,000人	約440,000人
住宅被害(全壊)	104,906棟	117,652棟※1

※1 消防庁報告資料(9月26日発表)より

3. 国の地震対策の取組方向

国においては、平成23年4月27日に中央防災会議を開催し、防災基本計画の見直し等に向けた専門調査会を設置しました。

①「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」

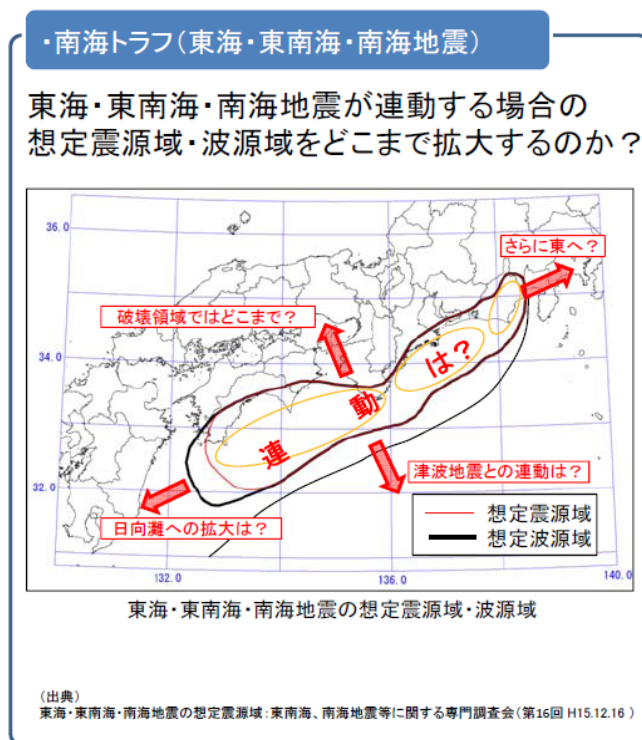
この調査会では、今回の地震・津波被害の把握・分析を行い、今後の地震動等の推計・被害想定のある方、土地利用計画や避難計画など今後の地震・津波対策の方向性を検討することとされました。

平成23年9月28日に発表した最終とりまとめでは、今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、繰り返し発生し、近い将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高い地震・津波を想定してきた考えを改め、津波堆積物調査などの科学的知見をベースに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すべきとされました。また、今後の津波対策の考え方については、2つのレベルの津波を想定する必要がある、東北地方太平洋沖地震による津波のような最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設の整備などのハード・ソフトのとりうる手段を尽くした総合的な対策の確立が急務、としています。さらに、津波観測、警報発表、情報伝達などの改善や防災教育、防災訓練の充実、避難路、避難場所の整備などに、あらかじめ十分な対策をとっておく必要がある、としています。一方、比較的頻度の高い一定程度の津波高に対しては、海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる、とされました。

②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」

専門調査会の中間とりまとめを踏まえ、東海・東南海・南海地震の新たな想定地震を設定していくための方針を検討する目的で設置されました。平成23年12月頃を目途に想定震源域などの設定の考え方等中間とりまとめを行い、24年春に予定されている文部科学省地震調査研究推進本部による長期評価の検討を反映させた後、結果のとりまとめを行う、としています。

図1 想定震源域について





4. 三重県の地震対策の取組方向

三重県の地震対策は、東日本大震災の発生を受けて、これまで進めてきた様々な対策を、国の防災基本計画の見直し結果や、新たな東海・東南海・南海地震が連動した場合の被害想定結果を踏まえて見直していく必要があります。

しかしながら、国の被害想定の見直し結果が出るまでには相当の時間を要するものと見込まれるため、次のように対応を2段階に分けて、スピード感を持ち、かつ効果的に推進することとします。

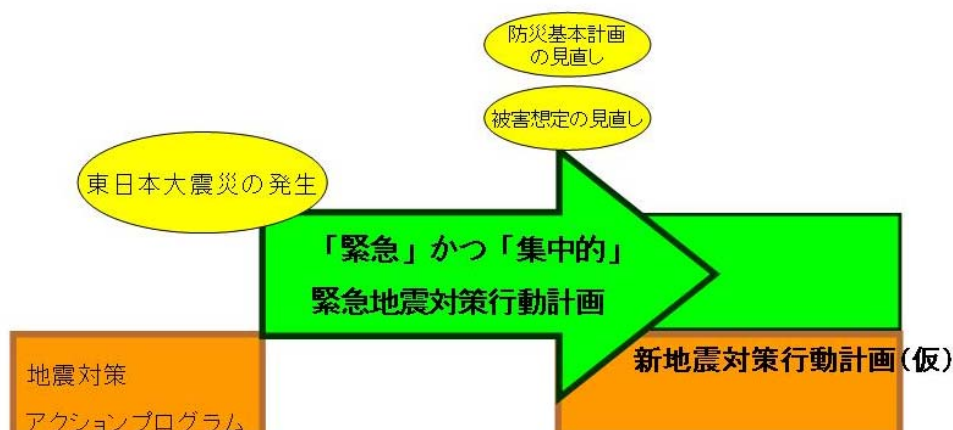
まず、津波避難、耐震化等の対策のうち「緊急」かつ「集中的」に取り組むべきものを「三重県緊急地震対策行動計画」として取りまとめ、急ぎ実施していきます。

次に、国の被害想定結果や新しい方針などが示された段階で、これらの事項などを踏まえ、「三重県緊急地震対策行動計画」での取組に加え、帰宅困難者対策などのソフト事業、地震に強いまちづくり等社会基盤にかかる事業などを含めた総合的な地震対策として、「新地震対策行動計画（仮称）」を策定し、取組を進めます。

なお、2.（2）の項で前述したとおり、三重県の地震対策については、津波及び強い揺れへの対策がいずれも必要と考えていますが、今回の地震対策の見直しが、東日本大震災の教訓を踏まえたものであることから、「三重県緊急地震対策行動計画」の記述においては、津波対策への比重が高くなっています。

また、3. ①で記述の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終とりまとめでは、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難が可能となるよう取り組む必要がある、とされましたが、「三重県緊急地震対策行動計画」では市町に対する避難計画づくりや避難訓練、避難所の適正配置に関する支援を行い、地域の実情を踏まえた取組を進めていきます。

図2 三重県の取組方向



第2 東日本大震災から見えてくる様々な課題

1. 課題の認識

今回の地震では、およそ2万人の死者・行方不明者が出ており、地震発生以後の応急対策に関して、主に以下のような課題が明らかになっています。また、復興に関することを始め、現在も様々な問題の検討や課題の検証が行われています。

今回、「三重県緊急地震対策行動計画」の策定に向けて、庁内に優先課題対策検討ワーキンググループを設置し、下記の課題抽出や対策の検討を行いました。また、被災県のニーズに基づき、行政・保健・土木事務等の支援のため三重県から派遣した職員（派遣先：宮城県、多賀城市、塩竈市、南三陸町、岩手県大船渡市等）からも意見を聴取し、これらにより、課題の抽出を行いました。

（1）地震発生時に多くの人命等に関する課題

- ①地震の規模（震源域の広さ）、津波の規模（高さ、浸水域）が想定を超えたため、従来の想定に基づいたハザードマップが安心材料になり被害を拡大させた。
- ②想定を超える津波により、堤防・防波堤の被災が発生した。
- ③発生当初の気象庁の地震規模及び津波高さの発表内容が、当初の避難行動を鈍らせた。
- ④地震被害や停電などにより避難情報や津波高さの変更を、防災行政無線等で伝えることができない地域があった。
- ⑤外国人・観光客等への避難に関する情報伝達が不十分であった。
- ⑥過去の津波を防いだ堤防、防波堤が過信となって住民の適切な避難行動につながらなかった。
- ⑦津波に対する意識の低さ、知識の不足により被害が拡大した。
- ⑧自動車乗車中の被災が多発した。
- ⑨高齢者などの災害時要援護者の被災率が高かった。
- ⑩病院、特別養護老人ホーム等の自分で避難できない人の被害が多発した。
- ⑪下校時及び在校時の児童生徒などの被災が多発した。
- ⑫防災関係職員の公務上での被災が多発した。
- ⑬公的施設、避難所、病院など防災拠点の被災が多発した。
- ⑭避難所に逃げた人でも被災した場合があった。また、津波に対する避難場所ではなかったため、被害が発生した事例もあった。
- ⑮コンビナートの油漏れ、津波で流れた車等により火災が発生した。
- ⑯農業用ダムの決壊により被害が発生した。
- ⑰天井落下による被害が発生した。
- ⑱多数の帰宅困難者が発生した。
- ⑲大規模な地域で液状化による建物被害が発生した。



(2) 地震発生後の課題

- ①津波などにより孤立地区が発生し、停電により災害対策本部と各避難所等との連絡が途絶え、被害情報等の収集が困難になった。
- ②情報収集が困難となったため、災害対策本部が混乱した。
- ③津波による浸水やがれきにより緊急輸送道路等で通行不能が多発した。
- ④病院の医薬品等の不足が多発し、慢性期患者の病状が悪化した。
- ⑤避難所のライフライン障害の発生、必要な物資が届かないなど円滑な運営ができな
い避難所があった。
- ⑥福祉避難所の不足により災害時要援護者の受入が困難になった。
- ⑦女性や外国人など多様な視点での避難所運営が必要とされた。
- ⑧避難所の備蓄品の不足、備蓄品の偏りがあった。

(3) その他の課題

- ①漁船の沖出しの途中に被災した。
- ②被災後、氷点下の寒さにより死者が出る被害が発生した。
- ③大量のがれきが発生し、がれき処理が追いつかない。
- ④浄水場の塩害により、水道の復旧が遅れた。
- ⑤遺体の火葬が行えず、広域火葬か土葬により対応する必要があった。
- ⑥学校が避難所になっており、授業再開と避難所運営で調整が必要となった。
- ⑦一部地域では、仮設住宅の建設が遅れた。
- ⑧ガソリン不足等が発生した。
- ⑨避難生活が長期にわたることとなり、避難者の心のケアが必要となった。
- ⑩停電や断水などにより、避難所や病院などで災害関連死が発生した。
- ⑪津波で空港が水没した。防災ヘリコプターが被災した。
- ⑫住民の安否確認に時間を要した。
- ⑬被災地工場の操業停止により、各産業でサプライチェーンの混乱が起こった。
- ⑭国や自治体の広域応援体制が円滑に機能しなかった。
- ⑮自治体庁舎等の津波被災により、住民情報やデータなど紛失が発生した。
- ⑯義援金等のスムーズな支給が求められた。



第3 三重県緊急地震対策行動計画策定のための準備

1. 津波浸水予測調査の実施

(1) 東日本大震災を受けての対応

東日本大震災では、被災自治体の各種防災計画において想定されていなかった規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難住民の生命が失われました。

一方、これまでの古文書研究や調査等の結果から、今から1,100年余り前の869年の貞観地震の際、今回の地震において、仙台平野に奥深く浸入した津波と同様、当時の海岸線から3～4kmも内陸まで浸水する大津波が襲っていたことが解明されていました。そうした調査成果は公表されていたのですが、地方自治体レベルの計画に反映されるまでには至っていませんでした。

このことから、三重県内の津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難体制について早急に検討し直す必要があります。そのためには、前提となる基礎資料として、現状の三重県浸水予測図（平成16年3月実施、東海・東南海・南海地震連動発生を想定、地震規模：M8.7）では十分反映できていない、各地域で想定し得る最大級の津波浸水範囲を提示する必要性が生じました。

一方、国においては、平成23年度秋以降、東海・東南海・南海地震が連動発生した場合の被害推計に着手する予定となっていますが、その推計結果が提示されるまでには、相当な時間を要することが十分予想されることから、今回、三重県独自の津波浸水予測調査を実施することとしました。

(2) 津波浸水予測調査の基本的な考え方

前述の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終とりまとめでは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、『発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（今回の地震がこれに相当）』であるとされました。

今回の津波浸水予測調査では、このような津波により想定される浸水範囲を提示し、津波避難体制を検討するための基礎資料とするとともに、「そのような津波の可能性を常に意識することが必要である」ということを周知する必要があります。

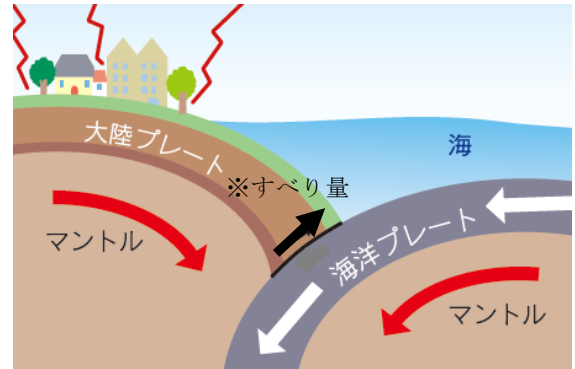
(3) 津波浸水予測調査の前提条件に関する考え方

- ・ 東日本大震災を教訓とするとともに、南海トラフにおいても同様の地震が発生し得る、という考えに立ち、東北地方太平洋沖地震と同等の地震規模を想定する必要があります。



- ・ 南海トラフにおいても今回の地震と同様の地震（連動型地震と津波地震の連動）が発生する可能性は、最近の研究において指摘されています。
- ・ 「東海・東南海・南海地震が連動する場合の想定震源域・波源域がどこまで拡大するのか？」については、中央防災会議専門調査会でも検討がなされています。しかし、詳細な想定震源域・波源域や、同域内での具体的なすべり量（※）分布等が提示されるのは、今後であることから、現時点では、すでに確立されている震源モデルを考慮しつつ、かつ、東北地方太平洋沖地震と同等の地震規模となるように、一部改良したモデルを設定する必要があります。

図3 海溝型地震



※ 断層面がすべり動いた距離のことです。

（４）今回の津波浸水予測調査における前提条件

- ・ 対象とする地震は、東海・東南海・南海地震連動（マグニチュード（M）9.0）とします。
- ・ 想定震源域の範囲（面積）は、現状（中央防災会議東海・東南海・南海地震三連動モデル）のまま変えずに、すべり量を地震規模（M）9.0にあうように大きく設定します（※）。

※ 地震規模をM9.0とした場合のすべり量の大きさは、具体的には、従来（M）8.7の場合の約3倍（≒ルート2の3乗）となります。

- ・ 一年のうちで最も潮位が高くなる時期の満潮時を初期水位として、津波浸水予測を実施します。

（５）津波浸水予測調査結果の概要（前回浸水予測との比較）

- ・ 伊勢平野（伊勢湾沿岸地域）での浸水予測範囲は、現状の三重県浸水予測図と比較して大幅に広がる傾向がみられます。浸水深2m以下の割合が減少し、それ以上の浸水深が想定されている範囲の割合が増加しています。
- ・ 熊野灘沿岸での浸水予測範囲は、大きくは広がらないものの、現状の三重県浸水予測図と比較して全体的に浸水深が大きく（最大8m以上）なる傾向がみられます。
- ・ 今回の調査結果において、防潮堤等の施設が「ないとした場合」と「考慮した場合」を比較すると、「考慮した場合」は特に伊勢市以北の伊勢湾岸地域において、浸水範囲・浸水深とも明確に減少している傾向が見られます。
- ・ 既往津波と今回の津波浸水予測結果との関係について、文献等で明らかとなっている県内の既往津波到達地点と比較検証を行った結果、安政東海地震（1854年）の際、鳥羽市国崎町で津波が到達したとされる地点において、今回の調査

では、津波浸水が予測される等、東日本大震災と同等の地震規模（M）9.0を想定することによってはじめて、過去の津波の状況を再現できる地点が存在することがわかりました。

詳しい浸水予測結果は、防災みえ（<http://www.bosaimie.jp>）で公表しています。

2. 被害想定調査結果の取扱

平成17年に行った県の被害想定調査結果では、東海・東南海・南海地震が同時発生すると、最大で、揺れで生じた家屋倒壊などによる死者が約1,700人、津波による死者が約3,100人と想定されています。

今後、新たな被害想定調査による死者数の見直しが予想されますが、国の調査結果が出るのを待っていたのでは、迅速な対策の実施は不可能です。そこで、津波については、前述のとおり県独自の津波浸水予測調査を行うこととしました。一方、揺れによる被害に対しては、平成17年調査結果によると、本県では阪神・淡路大震災時と同様の被害が発生すると想定されているため、これをベースにして、これまでの取組をより一層強化していくこととします。

3. 避難所総点検の実施

東日本大震災が、津波による甚大な被害を招いたことを踏まえ、平成23年6月から県内避難所の総点検を開始しました。耐震性の有無、標高、津波想定浸水区域の内外、防災行政無線の有無等の項目を調査し、市町の避難所の状況を把握しているところです。

調査時点での全ての避難所数（※1）は2,570箇所、うち津波想定浸水区域内にある避難所数が293箇所、全ての一時的に避難する場所（※2）数は1,648箇所、うち津波想定浸水区域内にある避難場所数が、155箇所となっています。

今後、今回の浸水予測調査結果に基づき、特に浸水想定区域内にある避難所、避難場所を中心に、改めて市町とともに再点検を実施し、適正な配置、あるいは適正な運用を行っていく必要があります。

※1 災害により被害を受けた者または被害を受ける恐れのある者を受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物です。

※2 災害時に発生する様々な危険から、避難者の生命・安全が確保されるためのスペースのことで、大規模公園、緑地等のオープンスペースや、学校のグラウンドなどをいいます。津波避難ビルもこれに含まれます。



4. 市町との意見交換

平成23年7月7日開催の三重県市町等防災対策会議において、三重県緊急地震対策行動計画の策定方針とスケジュールを示し、全市町との意見交換を行いました。

その後、各県民センター単位で市町との意見交換を行い、市町のニーズ把握に努めました。

平成23年9月からは、津波浸水予測調査の概要や、この計画の素案を示しながら、市町との意見交換を重ね、計画策定の参考としました。

市町からの意見、提案の概要は次のとおりです。

【避難所について】

- ・ 津波の想定が3階を越えるようなことがあれば、学校が避難所として利用できなくなる。
- ・ 避難ビルの確保のため、民間企業をまわってお願いをしている。
- ・ 浸水地域内の避難所については、なくすのではなく、最悪、そこまでも避難することができれば、出来るかぎり対応ができるようにする必要がある。
- ・ 避難タワーを建設する場合、その高さを決めることが難しい。
- ・ 市外、町外への広域避難について、検討を行う必要があるのではないか。

【地域での取り組みについて】

- ・ 自主防災組織の格差が大きい。
- ・ 自主防災組織の組織化と活性化は別物である。
- ・ 自主防災組織から、地区での訓練がパターン化しているため何とかしたいという相談が増えている。
- ・ 避難計画（避難路の検討）について、各地区で話し合ってもらいたいと促しているが、行政で決めてほしいと言われることも多い。

【災害時要援護者対策について】

- ・ 要援護者対策について、市役所内で、福祉と総務の連携がうまくとれていない。
- ・ 要援護者については、車を使用した避難が必要な場合もあるのではないか。

【行政の対策、対応について】

- ・ 災害時に町内各所間での連絡をどのようにして取り合うかが課題である。
- ・ ハザード別のマップが必要だと考えている。
- ・ 災害対策本部の運営マニュアルを整備する必要がある。
- ・ 庁舎の浸水が予想されるので、災害対策本部の場所を移転することを検討している。

【後方支援について】

- ・ 後方支援については、県、市それぞれの役割を策定する必要がある。
- ・ 被災自治体の支援のための、県からの支援（補助金等）があればよい。

【学校における防災対策について】

- ・ 通学途中の対策が十分でない学校がある。
- ・ 学校における避難の判断が、よりの確にできるよう、教職員の知識、スキルを向上する必要がある。
- ・ 幼稚園、保育所、小学校等で、津波到達時間内に避難場所まで逃げ切れるか確認を行っているが、厳しい状況のところがある。

第2編 本論

三重県緊急地震対策行動計画の策定

第2編 本論 ～三重県緊急地震対策行動計画の策定～

第1 三重県緊急地震対策行動計画（総論）

1. 目的

発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの揺れや津波を伴った地震に対応するため、県民の生命を守ることを最優先として、県民の避難を主軸に、「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策を設定したものです。

2. 位置づけ

「三重県緊急地震対策行動計画」は第1編のとおり様々な課題がある中で「すぐさま着手し、すぐに備えられ、すぐに改善ができる」行動による計画とします。具体的には、県独自の新たな津波浸水予測調査を実施して得られた津波浸水予測図などを基礎資料として、各市町とともに、「備える・逃げる」の基本方針で「命を守る」ための取組を定めます。

今後は、国の新しい方針や「みえ県民力ビジョン（仮称）」などをふまえ、総合的な計画として「新地震対策行動計画（仮称）」を策定し、「三重県緊急地震対策行動計画」を発展的に統合させます。

なお、「三重県緊急地震対策行動計画」「新地震対策行動計画（仮称）」は「三重県防災対策推進条例第10条第2項」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を推進するための行動計画と位置づけます。

3. 基本方針

「三重県緊急地震対策行動計画」では、地震から命を守るためには、避難することが最も重要になっています。こうしたことから「地震から命を守る」を最も優先すべきテーマとし、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に、津波避難、耐震化など緊急課題への対策を整理、実施することとします。

4. 取組主体

「県民力による協創の三重づくり」を進めるための基礎である、安全・安心の備えとして「三重県緊急地震対策行動計画」は、それぞれの主体（県民、事業者、行政）が役割を担い、連携・協働して地震対策の取組を推進します。

それぞれの主体に期待される主な役割は次のとおりです。

（1）県民

自らの身の安全は自ら守る「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人

自らの地域は皆で守る「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織、防災ボランティア など

（期待される主な役割）



- 自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。
- 住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料備蓄など、大規模地震に備える。
- 災害時には自らの命を守るため率先して「逃げる」。
- 平常時から防災訓練などを実施して、地域防災力の向上に取り組む。
- 災害時には行政や他の地域団体と連携・協働して、救助・救援活動に取り組む。

（2）事業者

企業、医療法人、学校法人 など
（期待される役割）

- 従業員や施設の安全確保に取り組む。
- 企業における防災活動に取り組む。
- 地域の自主防災組織、NPOなどと連携・協働して、地域の防災力向上に取り組む。

（3）行政

県、市町、防災関係機関 など
（期待される役割）

- 自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。
- 防災基盤の整備を推進する。
- 情報収集・情報提供体制など災害時における活動体制を一層強化する。

5. 進行管理

（1）計画期間

三重県緊急地震対策行動計画は平成23年度～24年度を計画期間とします。

（2）進行管理

行動計画の実効性を確保するために、主担当部を定めるとともに、目標達成に向けた進行管理を行います。

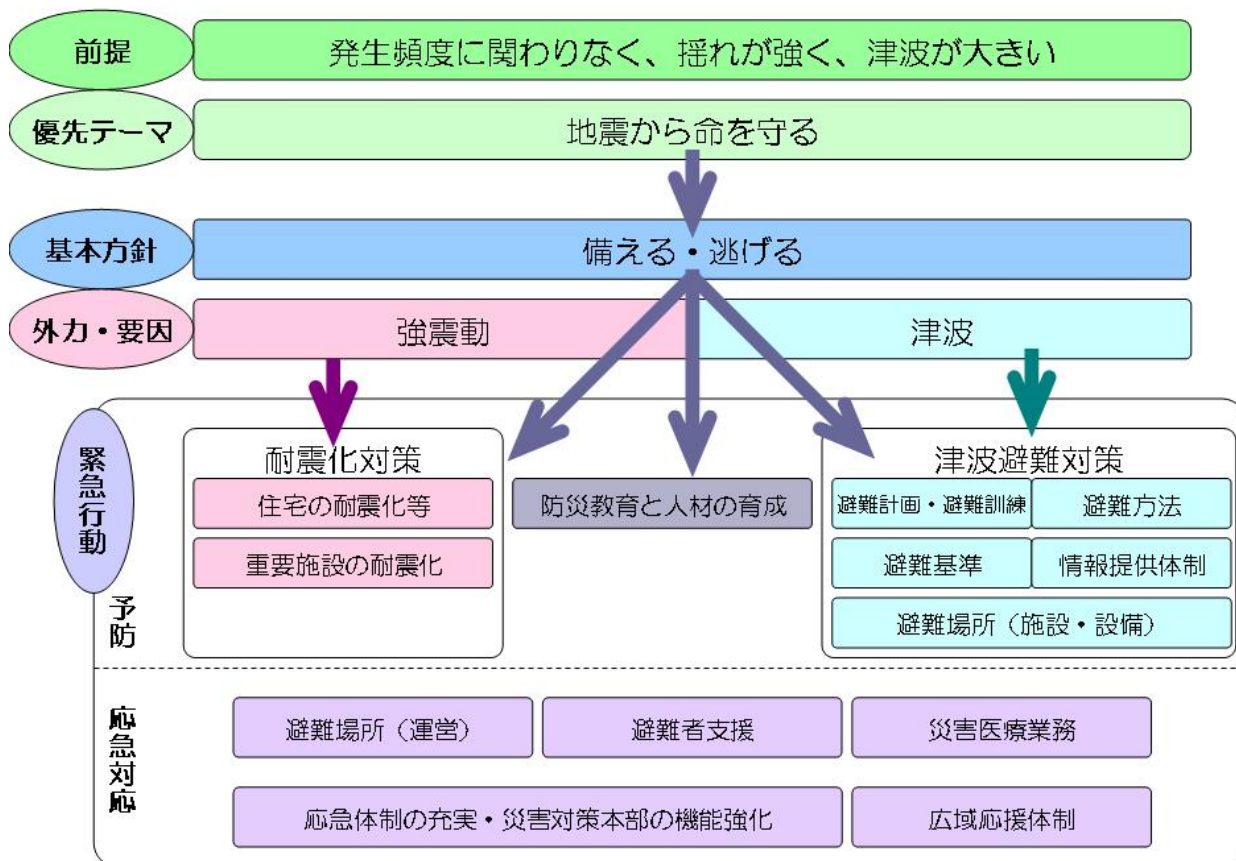
なお、全体の進捗状況については、防災危機管理部で取りまとめ、公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

図4 「三重県緊急地震対策行動計画」イメージ



第2 三重県緊急地震対策行動計画（各論）

1. 三重県緊急地震対策行動計画のスキーム



【計画の概要】

計画では、災害予防段階での津波避難対策として、避難計画・避難訓練（行動1）を基礎に、避難場所（施設・設備）（行動2）の確保に取り組み、加えて円滑な避難のため、避難方法（行動3）、避難基準（行動4）、情報提供体制（行動5）への対策を講じます。

また、揺れへの対策として、住宅の耐震化等（行動6）、重要施設の耐震化（行動7）に取り組みます。

さらに、これらの対策を支える柱として防災教育と人材の育成（行動8）に取り組みます。

応急対応段階では、避難場所（運営）（行動9）、避難者支援（行動10）、災害医療業務（行動11）への対策を講じます。全体を支えるために、応急体制の充実・災害対策本部の機能強化（行動12）、広域応援体制（行動13）への対策を実施します。

また、重要なテーマである、災害時要援護者対策は、上記の行動の中で分かれて記載しています。

3. 行動計画

行動1. 避難計画・避難訓練

課題概要

東北地方太平洋沖地震は、国の中央防災会議が想定した災害のレベルとは大きくかけ離れたものでした。従前の想定に基づき、各種防災計画・防災対策を進めてきたことが、一部地域において、かえって被害を大きくさせた可能性も否定できないことが指摘されています。

（ 取組の方向性 ）

想定し得る最大級の津波浸水予測調査結果などを活用し、防災対策（避難計画）の基礎とします。また、計画を行動に結びつけるために、県民が訓練に参加するように促進します。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	津波浸水予測調査を活用し、地域の実情を踏まえた避難計画づくりと県民への周知 【市町津波ハザードマップ(※1)の作成・更新支援 津波浸水が予測される19市町】	防災危機管理部	県民 市町
◎	大人と子どもが共に参加する沿岸部における津波避難訓練の実施 【訓練実施地区 0地区(H22)→50地区】	防災危機管理部	県民 市町
◎	避難計画に基づく避難訓練の促進 【市町・事業者等へ働きかけの実施】	防災危機管理部	県民 事業者 市町

中長期的な対策

新たな被害想定に基づく新地震対策行動計画の策定等防災対策の推進。

第1編 第2 関係する課題

(1) ①

解説

※1 ハザードマップ

災害（津波・水害等）の危険度を予測して地図上に表したもので、住民が避難時に活用することや災害学習等の目的に応じて利用されます。



行動2. 避難場所（施設・設備）

課題概要

指定された避難所が、想定を超える津波に襲われ、多くの人命が失われました。東海・東南海・南海地震が同時発生した場合、東日本大震災での津波よりも到達時刻は早くなることが考えられます。津波からの避難には、垂直方向への避難が大切で、最大クラスの津波から避難に適した場所を、早急に確保する必要があります。また、今回の地震では、避難所に避難しても、通信手段がないため、状況伝達が遅れ、適切な行動がとれなかった可能性も指摘されています。

（ 取組の方向性 ）

津波に対し高さを有するなど、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような適切な避難場所を確保します。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	適切な避難場所の確保に向け、 ①津波避難に適した施設設置基準の策定 【策定】 ②避難所や避難場所・津波避難ビル(※2)の選定について、 地域の実情を踏まえた適正配置に関する支援の実施 【支援市町数全29市町】 ③避難所の防災機能、資機材の点検 【点検実施】	防災危機管理部	市町
◎	津波に関する統一した避難誘導標識(※3)の設置促進 【津波に関する統一標識の設置】		市町
○	衛星携帯電話や非常用発電機の整備促進 【全市町整備】		県民 市町
◎	避難所への太陽光発電設備及び蓄電システム設置補助の実施 【実施】	政策部	市町

中長期的な対策

避難所の施設整備（大規模な整備を必要とするもの）

第1編 第2 関係する課題

(1) ⑭、(2) ①

行動3. 避難方法

課題概要

津波避難行動と被害の関連性を今後詳細に調査する必要がありますが、現在、避難時の交通渋滞や災害時要援護者（高齢者、障がい者）の逃げ遅れ、児童生徒の避難方法などにより被害が拡大した問題点が指摘されています。

（ 取組の方向性 ）
適切な避難行動が行えるよう対策を実施します。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	乗車中の被害に対して、 ①津波啓発番組（テレビ、ラジオ）の作成・放送 【放送回数 0回(H22)→10回】 ②津波浸水が予想される地域（道路）のホームページでの公表 【ホームページでの公表】 ③交通情報板（※4）を活用した津波啓発の実施 【表示回数 0回(H22)→毎月1回】	①②防災危機管理 理部 ③警察本部	県民 市町
◎	円滑な避難のために、 ①避難情報を早く正確に、住民に伝えるためのマニュアルの策定 【策定】 ②迅速に避難できる避難路等の確保に関する整備支援 【0地域(H22)→19地域】	防災危機管理部	県民 市町
◎	沿岸地域で治山事業により整備した避難路等の点検調査を行い、必要な安全対策の検討 【全避難路における安全点検実施率 100%】	環境森林部	市町
◎	学校（園）での避難経路・避難場所等の安全点検、点検結果に基づく防災に関する計画の見直し 【公立・私立学校における安全点検実施率 100%】	教育委員会 生活・文化部	事業者 市町
◎	①津波被害が想定される保育所の把握 【19市町へ働きかけを実施】 ②該当する保育所における津波避難のための計画の策定又は見直しに対する助言 【19市町へ働きかけを実施】	健康福祉部	市町



	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
○	災害時要援護者個別計画(※5)の策定（市町）促進 【個別計画未着手市町の解消】	防災危機管理部 健康福祉部	県民 市町
◎	高齢者、障がい者等の災害時要援護者が避難訓練へ参画するよう促進 【市町へ働きかけの実施】		
◎	①病院や夜間も利用される社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設等の入所施設及びグループホーム等）のうち津波被害が想定される施設の把握 【対象施設の把握】 ②対象施設における入院患者、入所者等の避難方法について検討の促進 【市町へ働きかけの実施】	健康福祉部	事業者 市町

中長期的な対策

避難場所、避難経路の中長期的なハード整備。津波被害が想定される社会福祉施設等における防災対策の促進。

第1編 第2 関係する課題

(1) ⑥、⑧、⑨、⑩、⑪

解説

※2 津波避難ビル



津波浸水予測地域内において、住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設。既存の施設に外付け階段等を設置した建物等。

※3 避難誘導標識

津波避難場所①、津波避難ビル②の統一標識がJISにより定められています。



※4 交通情報板



※5 災害時要援護者個別計画

支援が必要な、高齢者、障がい者などの災害時要援護者に対して、災害時に「だれが」「どのように」避難させるのかということ、事前に決めておく計画です。

行動4. 避難基準

課題概要

市町が発令する避難勧告・指示の発令基準（避難勧告等の判断・伝達マニュアル）が明確でないと、勧告・指示が住民に的確に伝達されず、スムーズな避難に結びつかないおそれがあります。また、避難誘導や防潮扉の閉鎖などの避難支援に携わる者の被災が多かったことから、防災関係職員等の避難時期の基準についても検討していく必要があります。

（ 取組の方向性 ）

今回の津波の教訓を反映した避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し、策定を進めます。また、風水害対策のマニュアルとも調整を行っていきます。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	各市町における避難勧告等(※6)の判断・伝達マニュアルの見直し、策定の促進 【見直し、策定】	防災危機管理部	県民 市町
◎	危険回避のため、防災関係職員等への津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールの周知 【全員へ周知】	防災危機管理部 農水商工部 県土整備部 警察本部	県民 市町

中長期的な対策

防潮扉の動力化等。

第1編 第2 関係する課題

(1) ⑫

解説 ※6 避難勧告等

■皆さんのまちで発令される「避難勧告」と「避難指示」

弱

危険度

強

「避難準備情報」とは!?

人的被害が発生する恐れがある場合に発令されます。自らの避難準備とともに「災害時要援護者（例：高齢者等）」の避難支援を開始してください。

「避難勧告」とは!?

土地、建物などに被害が発生する恐れのある場合に、その地域の皆さんに対して行われる勧告です。

「避難指示」とは!?

避難勧告よりも緊急度が高い場合に発令されます。事実上の避難命令に等しいものです。

安全な場所に避難しましょう!

災害発生の危険性が高いから避難した方がいいわ!

急いで避難しないと危ないぞ!



行動5. 情報提供体制

課題概要

東北地方太平洋沖地震の発生直後、気象庁から出された地震規模、津波高さの予想が実際の地震・津波高を大きく下回っており、その後時間をおいて何段階か地震規模、津波警報が上方修正されることになりました。特に、最初の津波情報が与える影響は極めて大きく、こうした場合、当初の避難行動が鈍り、被害を拡大させてしまう可能性があります。加えて、このような避難情報が、障がい者、外国人、観光客などに伝わりにくいといった問題があります。

（ 取組の方向性 ）

正しい情報が提供できる体制を構築します。また、地震、即避難を行える体制を構築します。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
○	防災行政無線（戸別受信機）の整備促進 【市町に働きかけを実施】	防災危機管理部	市町
◎	県・市町の防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検 【総点検の実施】	防災危機管理部	市町
◎	緊急速報メール等を用いて、三重県内全ての人に避難情報を提供する体制の検討 【避難情報を提供する市町との検討会実施】	防災危機管理部	県民 事業者 市町
◎	障がい者対策として、 情報弱者である障がい者に配慮したコミュニケーション支援用具の作成・配布 【支援用具の作成・配布】	健康福祉部	県民 市町
○	外国人対策として、 ①在住外国人を対象とした防災研修会の開催 【年2回】	生活・文化部	県民 市町
◎	②災害時外国人支援キット（避難所生活で必要となる基本的な情報やルールを、外国人被災者にもわかりやすく伝えるためのツール）の制作・普及 【完成】		
○	③外国語（英語、ポルトガル語、スペイン語）版防災講座ビデオの制作・普及 【県ホームページでの公開】		

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	観光客対策として、 ①観光事業者（宿泊施設・観光施設等）向け観光客の避難 対策の啓発 【啓発実施】 ○ ②「観光地における避難対策マニュアル」「大規模集客施 設における避難対策検討指針」などの見直し 【見直し実施】	防災危機管理部 農水商工部	県民 事業者
◎	海拔表示(※7)を誰もが見やすい位置へ適正数配置する取 組の促進 【津波浸水が想定されるすべての地区に整備】	防災危機管理部	市町
◎	独立行政法人海洋研究開発機構からの地震・津波に関する 監視データ(※8)を活用した、迅速な初動体制のための情報 提供体制の検討 【地震・津波観測監視データの活用枠組みの検討着手】	防災危機管理部	市町

中長期的な対策

市町防災行政無線の整備支援。発災時、一時的に施設内に滞留できる施設の確保。

第1編 第2 関係する課題

(1) ③、④、⑤

解説

※7 海拔表示

電柱等に表示してあります。



※8 地震・津波に関する監視データ

東南海地震の想定震源域にあたる紀伊半島沖熊野灘に、高精度な地震計や津波計による海底リアルタイム観測を行う「海底ネットワークシステム」が構築されています。この、海洋研究開発機構のネットワークシステムの監視データの活用を検討します。



行動6. 住宅の耐震化等

課題概要

県内には、現行の耐震基準を満たさない昭和55年以前の木造住宅が多く存在し、地震によって家屋等の倒壊被害が発生する可能性があります。しかも、家屋の倒壊は避難経路をふさぐため避難が困難になります。また、家具の固定がされていないと、倒れてきた家具により、けがをしたり、家に閉じ込められたりします。

東日本大震災では、液状化による建物被害も大規模に発生し、今後に向け対策が求められています。

（ 取組の方向性 ）

家屋等の倒壊等による被害を防ぐために住宅の耐震補強の取組を進めます。また、迅速な避難のためにも、住宅の耐震化や家具固定の取組を進めます。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
○	住宅の耐震化の促進に向けて、耐震診断・耐震補強の増加を図る普及啓発の実施 【耐震診断数 2,333件(H22)→7,000件(H23, H24合計)】	県土整備部	県民市町
◎	家具等の固定について、啓発（講演会等）の実施及び家具固定に係る市町への財政支援の実施 【実施】	防災危機管理部 県土整備部	県民市町
◎	液状化対策の基礎とするため、東日本大震災被災地状況調査の実施 【実施】	防災危機管理部	—

中長期的な対策

住宅の耐震化、家具の固定の促進。液状化対策の実施。

第1編 第2 関係する課題

(1) ⑱

行動7. 重要施設の耐震化

課題概要

災害時の拠点となる県庁舎や拠点病院等が被災した場合、その影響が極めて甚大であることから、地震の揺れによる被害を避ける取組が重要です。また、多くの人が集まる学校などについても耐震化の取組が求められています。今回の地震では、津波による被害も多く発生しました。

（ 取組の方向性 ）

重要施設の耐震化・津波対策を実施し、電源や通信手段の確保など、これらの施設の機能が維持されるようにします。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	①災害対策本部が設置される県庁舎等の揺れや津波による被災を軽減するため、各施設が機能を果たせることができるか緊急点検を実施 【点検実施】 ②ヘリポート機能の緊急点検 【点検実施】	①総務部 ②防災危機管理部	—
○	①県立学校耐震化完了に向けた工事の実施 【県立高校の耐震化率 96.6%(H23)→99%】 ②公立小中学校の耐震化の促進 【耐震化未完了の市町へ働きかけを実施】 ③私立学校の耐震化の促進 【耐震化未実施校へ働きかけを実施】	①②教育委員会 ③生活・文化部	事業者 市町
◎	学校の非構造部材(※9)の耐震化の推進として ①非構造部材の点検の推進【点検着手】 ②県立学校のガラス飛散防止対策の実施 【県立学校実施棟数 172棟(H23)→300棟】	教育委員会	市町
○	医療施設耐震化臨時特例基金を活用した拠点病院等の耐震化工事の実施 【耐震化率 54.7%(H22)→71.4%】	健康福祉部	事業者
○	市町、民間に対し大規模空間建築物の天井の点検と整備方針の状況調査の実施 【実施】	防災危機管理部 県土整備部	事業者 市町

中長期的な対策

県有施設、市町施設の耐震化・津波対策、災害拠点病院などの耐震化、文部科学省の施設整備方針・計画に基づく学校施設の耐震化及び防災機能の強化。

第1編 第2 関係する課題

(1) ⑬、⑰ (3) ⑪、⑮



行動8. 防災教育と人材の育成

課題概要

避難行動を県民が正しく行うためには、災害に対して正しい知識を持ち、高い防災意識を保ち続ける必要があります。また、東日本大震災発生時、三重県では津波警報が発令されましたが、市町の避難勧告・指示で避難した住民の割合は極めて低い状況でした。今後も防災意識が低いままで推移すると、災害時に被害が拡大する可能性があります。

（ 取組の方向性 ）

防災教育の促進と防災人材の育成・活用を図り、高い防災意識の定着を図ります。

○具体的な緊急地震対策行動項目

行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎ ①子ども防災ノート（仮称）による防災教育の促進 【公立・私立学校における実施率 100%】 ◎ ②啓発コンテンツ（啓発映像、クロスロード(※10)形式の防災体験キット）を活用した防災意識の向上 【啓発活動 250地区】	①教育委員会 ①生活・文化部 ◎ ②防災危機管理部	事業者 市町
◎ 「防災対策及び防災教育の指針」（仮称）に基づく取組 【取組の実施】	教育委員会	市町
○ ①「三重県防災ガイドブック」「わが家の防災情報シート」 (※11)などを活用した家庭での防災会議の促進 【ガイドブック等の更新・作成】 ◎ ②防災関係団体との協創による各種イベントの実施 【開催回数 0回(H22)→3回】 ◎ ③テレビ、ラジオでの防災キャンペーンの実施 【実施】	防災危機管理部	市町
○ 人材の育成について、 ◎ ①さきもり塾(※12)を活用した防災専門職の育成 【育成人数 29人(H22)→44人】 ◎ ②防災コーディネーターの意識、能力の向上 【研修会開催回数 0回(H22)→20回】 ◎ ③自主防災組織リーダーの育成 【研修会開催回数 2回(H22)→8回】 ◎ ④学校における防災リーダーの育成【育成着手】	◎ ①②③防災危機管理部 ◎ ④教育委員会	事業者 市町

中長期的な対策

県民の防災意識の向上への取組実施。

第1編 第2 関係する課題

(1) ⑦

解説

※9 学校の非構造部材

学校の天井材、内装材、照明器具、家具、窓ガラス等のことを言います。

※10 クロスロード

災害対応カードゲーム教材（製作・著作 チームクロスロード）で、ゲームの参加者は、カードに書かれた事例を自らの問題と考え、YESかNOかで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行いながら、ゲームを進めていくものです。

※11 「三重県防災ガイドブック」「わが家の防災情報シート」

三重県が作成している、「地震」「風水害」から身を守るためのガイドブックです。これらのガイドブックを参考に、ご家庭での防災対策を進めましょう。

ホームページ「防災みえ. JP」

(<http://www.bosaimie.jp>) 内に掲載しています。「くらしの防災」→「防災ガイドブック」をクリックしてください。



※12 さきもり塾

三重大学が、三重県、市町、企業等と連携して、三重県地域で発生する自然災害に備えて、防災・減災のための各種計画やマネジメントについて教育・研究するところです。



行動9. 避難場所（運営）

課題概要

避難所の運営について、学校が避難所になった場合の留意点や、災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）や女性への配慮の必要性などが指摘されています。また、福祉避難所も不足し、一般の避難所では避難できない人がいるなどの課題があらわになりました。

（ 取組の方向性 ）
適切な避難所運営ができるよう取組を進めます。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な避難者に対応するための、避難所運営マニュアル策定指針の改訂 【改訂】	防災危機管理部	市町
◎	学校の防災機能充実のため、県立学校への資機材の備蓄 【備蓄整備着手】	教育委員会	—
○	福祉避難所未指定（協定未締結）の市町へ働きかけ、福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結を促進 【17市町に働きかけを実施】	健康福祉部	市町

中長期的な対策

上記取組を反映させた避難所運営訓練等。

第1編 第2 関係する課題

(2) ⑤、⑥、⑦

行動10. 避難者支援

課題概要

東日本大震災では、輸送ルートや輸送方法の問題から、避難所へ食料などの物資が円滑にいきわたらない問題が発生しました。また、備蓄品（食糧）の不足、栄養の偏りなども指摘されています。

（ 取組の方向性 ）

避難者に適切な備蓄物資が配付できようになるとともに、円滑な避難者支援が行えるよう取組を進めます。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	熊野灘沿岸地域の津波等による孤立を早期に解消し、円滑な救援・救助に資する津波災害時道路啓開計画の策定 【策定】	県土整備部	—
◎	①広域防災拠点施設(※13)における備蓄のあり方、市町との備蓄の情報共有や役割分担、について検討 【検討着手】 ②市町の備蓄計画への救援物資の考え方の反映 【各市町へ働きかけ】	防災危機管理部 農水商工部	市町
○	①みえ災害ボランティア支援センターマニュアルの見直し 【見直し実施】 ②みえ災害ボランティア支援センター運営訓練の実施 【年1回】	防災危機管理部 生活・文化部 健康福祉部	県民 市町

中長期的な対策

緊急輸送道路の整備。

第1編 第2 関係する課題

(2) ③、⑧

解説

※13 広域防災拠点施設

三重県が整備している、災害発生時の応急、復旧対策等を効果的に行うための核となる施設です。

(写真) 伊勢志摩広域防災拠点施設





行動 1 1. 災害医療業務

課題概要

東日本大震災では、津波被害による病院機能の麻痺や医薬品等の不足が発生し問題となりました。

（ 取組の方向性 ）
 災害時にも適切な医療が受けられるような体制を検討します。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	新しい想定浸水区域に基づき拠点病院等が機能を果たせるか緊急点検し、対策を検討 【点検実施】	健康福祉部	事業者
○	国による東日本大震災の課題検証や県の医療活動の検証を踏まえた、災害医療対応マニュアルの見直し 【見直し実施】		
○	災害医療従事者の技術向上と関係機関との連携のための、DMAT（※14）の訓練の実施 【実施】		
○	医療救護班・救護所用の県備蓄医薬品等の点検及び更新 【1回】		
◎	病院で使用する医薬品の確保方法についての検討 【検討着手】		

中長期的な対策

適切な医療体制の確立。

第1編 第2 関係する課題

(2) ④

解説

※14 DMAT

大規模災害等の発生した現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのことです。



行動12. 応急体制の充実・災害対策本部の機能強化

課題概要

東日本大震災では、津波による被害や停電などにより、市町や県の災害対策本部が混乱し、情報収集が不可能な状態に陥りました。このような状況を避けるためにも災害対策本部の機能強化が必要です。

（ 取組の方向性 ）

今回の課題に対応した災害対策本部機能の強化を図ります。

○具体的な緊急地震対策行動項目

	行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎	東日本大震災を受けた、地域防災計画の見直し 【計画の見直し】	全部局	事業者 市町
◎	応急対策活動にかかる計画の見直し検討【計画の見直し】	防災危機管理部	—
◎	石油コンビナート等防災計画について、関係機関、関係事業所と協議し、課題抽出、見直し項目の検討 【関係事業所、関係機関との意見交換実施】	防災危機管理部	事業者 市町
◎	①東日本大震災の課題に対応した総合防災訓練の実施 【実施】 ②東日本大震災の課題を反映した図上訓練方法の見直し 【訓練方法の見直し】	防災危機管理部	県民 事業者 市町
○	防災関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁等）との連携強化 【連携会議の実施】	防災危機管理部	—
○	市町の防災訓練、図上訓練、業務継続計画（BCP）の作成支援 【市町支援の実施】	防災危機管理部	市町
◎	迅速で的確な応急復旧活動を行うため、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有している各種団体（企業）との災害応援協定締結の推進 【災害応援協定締結の推進】	防災危機管理部	事業者 市町

中長期的な対策

災害時・停電時に使用できる通信手段の確保（すべての施設間）。石油コンビナート等防災アセスメントの実施、課題対策の反映。

第1編 第2 関係する課題

(1) ⑮、(2) ②



行動13. 広域応援体制

課題概要

東日本大震災では、被災地の自治体は震災対応に追われ、必要な支援の正確な把握、対外的な応援の調整を行うことができず、一方、支援を行う自治体についても役割分担が明確にならず、被災直後にスムーズな支援が開始できませんでした。また、行政機関自体が被災することも想定した広域応援体制についても見直しが必要です。

（ 取組の方向性 ）

今回の課題に対応したスムーズな応援体制のあり方を検討します。

○具体的な緊急地震対策行動項目

行動項目 【目標項目】	主担当部	他の 取組主体
◎ ①中部圏及び近畿圏における広域応援体制についての応援 県等の具体的検討 【応援協定等の見直し】 ②緊急消防援助等広域応援活動拠点のあり方検討 【検討】 ③県外からの応援・支援に関する受け入れ計画等の策定 【計画策定着手】 ④広域防災拠点施設あり方検討 【検討】	防災危機管理部	市町

中長期的な対策

有効な広域応援体制の確立。

第1編 第2 関係する課題

(3) ⑭

三重県緊急地震対策行動計画

平成23年10月

三 重 県

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（防災危機管理部地震対策室）

電話 059-224-2184 F A X 059-224-2199

E-mail jishin@pref.mie.jp

行動宣言

「三重県緊急地震対策行動計画」でめざすところ

私たちは、自然からの猛威を完全に避けることは困難でも、災害を想定して備えることで、被害を減じることができます。

災害に直面して、たとえ、それが仮に想定されていた以上の災害であっても、あきらめず生きるために逃げることで命を守ることができます。

「三重県緊急地震対策行動計画」は、「備えるとともに、まず逃げる」を基本方針として、命を守るために「緊急」かつ「集中的」に取り組むことの見取り図です。

最大クラスの地震・津波に対して、各行動項目を県民のみなさんをはじめ、それぞれの主体が自ら実行することにより、本県への来訪者や災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦）の方々を含め、全ての人が「最大クラス」の揺れや津波に対し、確実に避難できる体制を確立します。

生きるために 備えよ！！

生きるために 逃げろ！！



緊急行動計画チェックリスト

- Q 1 住宅の耐震化、家具の固定に取り組んでいますか。
- Q 2 家族で下記の事等を話し合った防災会議を開きましたか。
- ・ 避難する場所（自宅・職場）、避難に要する時間を確認し、家族と話しあっている。
 - ・ 家族・近所の災害時要援護者（高齢者、障がい者等）への支援を事前に話しあっている。
 - ・ 避難勧告等の種類を理解しあっている。
 - ・ 非常持ち出し品、食料・水の備蓄の確認を行っている。
- Q 3 地域や職場の避難訓練に参加しましたか。
- Q 4 「生きるために 備えよ！！」
- 生きるために 逃げろ！！」を実行できますか。

防災情報入手先は

緊急時防災お役たち情報、防災関係機関リンク先、防災情報メール配信

防災みえ.jp

<http://www.bosaimie.jp>

携帯電話、パソコンどちらからもアクセスできます。